

## 下水道排水水質検査業務仕様書

1 業務名称 下水道排水水質検査業務

2 業務場所 鳥取市江津 730 番地

3 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 業務内容

(1) 検査対象

鳥取県立中央病院から排出される2系統の下水（医療系・厨房系）

(2) 業務内容

水質測定は、下水道法及び同関係法令に基づく検定方法により行うこと。

検体採取は毎月1回実施し、その検体の検査結果を採取日より30日以内に書面により提出すること。なお、各年の3月分については、3月31日までに提出すること。

5 検査項目・検査周期

検査項目		検査周期	備考
1	pH (水素イオン濃度)		水温共
2	BOD (生物科学的酸素要求量)		
3	SS (浮遊物質)	毎月	
4	n-Hex (ノルマルヘキサン抽出物質)		
5	ヨウ素消費量		
6	Cd (カドミウム)		
7	CN (シアン化合物)		
8	有機リン化合物		
9	Pb (鉛)		
10	六価クロム	3ヶ月毎	
11	ヒ素及びその化合物		
12	T-Hg (全水銀)		
13	A-Hg (アルキル水銀)		
14	ほう素及びその化合物		医療系のみ
15	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2ヶ月毎	医療系のみ

6 実施計画

別紙計画書のとおり。

7 特記事項

(1) 委託料の支払

ア 受注者は、次に定める請求時期以降に発注者に対し請求書を提出する

年度	請求時期
令和8年度	令和8年9月分検査結果提出後
	令和9年3月分検査結果提出後
令和9年度	令和9年9月分検査結果提出後
	令和10年3月分検査結果提出後
令和10年度	令和10年9月分検査結果提出後
	令和11年3月分検査結果提出後
令和11年度	令和11年9月分検査結果提出後
	令和12年3月分検査結果提出後
令和12年度	令和12年9月分検査結果提出後
	令和13年3月分検査結果提出後

イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

ウ 各請求時期に係る請求金額は、本業務に係る契約金額を10で除した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、支払金額の合計金額が本業務に係る契約金額に満たない場合は、当該不足額を最初年度の請求時に併せて請求するものとする。

## （2）検体採取日の決定

検体採取日は施設管理担当者と協議して決定すること。

## 下水道排水水質検査業務委託 実施計画書

- ・令和8～12年度までの期間中、下記の表に従い実施すること
- ・下記の表の検査項目欄に○の記載がある項目を当該月に2系統（医療系排水・厨房系排水）とも実施すること  
(※□の記載がある項目については医療系排水系統のみ実施すること)

検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数 (1年度あたり)	総検査回数
(1) pH, 水温	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2系統×12回	2系統×60回
(2) BOD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2系統×12回	2系統×60回
(3) SS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2系統×12回	2系統×60回
(4) n-Hex抽出物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2系統×12回	2系統×60回
(5) ヨウ素消費量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2系統×12回	2系統×60回
(6) Cd	○			○			○			○			2系統×4回	2系統×20回
(7) CN	○			○			○			○			2系統×4回	2系統×20回
(8) 有機リン化合物	○			○			○			○			2系統×4回	2系統×20回
(9) Pb	○			○			○			○			2系統×4回	2系統×20回
(10) 六価クロム化合物	○			○			○			○			2系統×4回	2系統×20回
(11) ヒ素及び化合物	○			○			○			○			2系統×4回	2系統×20回
(12) T-Hg	○			○			○			○			2系統×4回	2系統×20回
(13) A-Hg	○			○			○			○			2系統×4回	2系統×20回
(14) ほう素及びその化合物		□		□		□		□		□		□	1系統×6回	1系統×30回
(15) アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		□		□		□		□		□		□	1系統×6回	1系統×30回